

一般社団法人 日本小児アレルギー学会

ジュニア会員に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本小児アレルギー学会（以下、「本会」という。）定款第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定に基づく会員の中からジュニア会員を選出し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 ジュニア会員は理事、委員会委員に選出されていない年会費完納の医師で、会計年度開始時に医師免許取得後 15 年以内または 45 歳未満で、学会活動に積極的な会員とする。

(意義)

第 3 条 本学会において、本学会の将来を担う次世代の会員を育成する。

(選出)

第 4 条 ジュニア会員は第 2 条の定義を満たせば、自ら本会に必要な書類を提出し、ジュニア育成委員会の審議を得て、選出される。

(任期)

第 5 条 ジュニア会員の任期は、定款 5 条 5 の規程に準じ、ジュニア会員の選任の日から選任後以降に実施される代議員選挙が終了する前日までとする。再任を妨げない。
2 任期中で医師免許取得後 17 年または 46 歳を超えた場合は、再任されない。

(会費)

第 6 条 本会の年会費は、正会員金と同額である。
2 年会費は、当該年度分を当該年度の末日の 8 月 31 日までに納めなければならない。
3 会員未納により、会員資格を喪失すると、ジュニア会員の資格も同時に喪失する。

(業務)

第 7 条 ジュニア会員の役割は、以下の通りとする。ただし、参画先は、当該委員会・WG で決定する。
① 委員会、WG 活動への参画
② 本会事業への参画

(規程の変更)

第 8 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。ただし、第 6 条に定める会費の額については、会員に関する規程で代議員総会の承認を得なければその効力を有しない。

附則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 11 月 1 日理事会承認により規程設置)
(令和 7 年 4 月 14 日理事会承認により一部改正)